

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

後発医薬品利用率の地域格差の要因分析

研究分担者 菅原 琢磨 法政大学・経済学部・教授

研究要旨

我が国では現在、「経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」にもとづき後発医薬品の数量シェアの目標値の達成（平成 29 年央に 70%以上、その後なるべく早期に 80%以上等）に向け、後発医薬品の一層の使用促進がなされている。しかし実際には地域により後発医薬品の利用率には差が認められている。本研究ではこれらの利用率の差異がどのような要因によってもたらされているか検討する。今年度は後発医薬品利用率の差異を都道府県レベルで把握し、都道府県の社会経済的要因を説明変数として採用、分析したところ、県民所得や高齢化の程度が後発医薬品利用率に有意な影響を及ぼしている可能性があることが示された。

A．研究目的

我が国では現在、「経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）」にもとづき後発医薬品の数量シェアの目標値の達成（平成 29 年央に 70%以上、その後なるべく早期に 80%以上）に向け、後発医薬品の一層の使用促進がなされている。後発医薬品の利用促進は増高する医療費を適正化する方策の大きな柱の一つとなっており、今後、保険者がおこなうべき効率的な医療提供への働きかけに関する事項でも後発医薬品の使用促進

に対する取り組みが取り上げられている。

後発医薬品の数量シェアについては調剤レセプトを用いた「調剤メディアス」のデータにおいて平成 25 年 10 月の全都道府県平均 47.8%から平成 27 年 9 月には 59.2%まで上昇するなど着実な向上が認められる。一方で各都道府県別の利用状況を確認すると平成 27 年 9 月時点で沖縄県が 70%強に達しているのに対し徳島県が 50%程度に留まるなど地域格差の存在が伺われる。今後一層の後発医薬品の利用促進を図るうえでは、後発医薬品の利用率に

影響を与える要因を特定し、併せてその影響度を把握しておくことがきわめて重要である。本研究では、このような課題認識のもと後発医薬品の利用率に影響を与える要因とその程度を明らかにしたうえで、後発品利用率を一層向上させるための方策について含意を得ることを目的とする。

## B．研究方法

公表されている「調剤メディアス」のデータ（平成27年9月）を用いて都道府県別の後発医薬品利用率を把握する。また各都道府県別に「一人当たり県民所得」、「高齢化率」、「都道府県財政状況（負債/GDP比）」、「所得不平等度（ジニ係数）」などの社会経済的要因を収集したうえで、後発医薬品の利用率に有意な影響を及ぼしているか、クロスセクション・データに対する回帰分析をおこなった。

（倫理面への配慮）

該当しない

## C．研究結果

都道府県レベルの回帰分析の結果では、「一人当たり県民所得」ならびに「高齢化率」はともに後発医薬品利用率に対し、負で統計的に有意（5%水準）な影響を及ぼすという結果となった。また「都道府県財政状況（負債/GDP比）」は正で有意（10%水準）となった。

## D．考察

「一人当たり県民所得」が後発医薬品利用率に負の影響を与えているとの結果は、所得制約が厳しいほど相対的に安価な後発医薬品の利用が増加すると考えられるため理論仮説とも整合的である。その他の要因を一定としたうえで、「高齢化率」そのものが後発品利用率にどのような影響を及ぼすかについては必ずしも先験的に明らかではなかったが、本分析では「高齢化率」の上昇は後発品利用率に負の影響を及ぼす可能性が示唆された。「所得」といったその他条件を一定と仮定すれば、高齢者ほど後発医薬品への転換（スイッチ）が困難なのかもしれない。長年処方された医薬品に対する「使い慣れ」が高齢者ほど強く発現する状況がこの結果の背景にある可能性も指摘できよう。また相対的に財政状況が厳しく負債比率の高い都道府県ほど後発医薬品の利用率は高くなることが示唆された。より詳細なデータで検証する必要があるが、財政状況の厳しい自治体ほどより積極的に後発医薬品の利用促進を図っている可能性がある。

## E．結論

後発医薬品の利用促進は増高する医療費を適正化する方策の大きな柱の一つとされ、政府は高い目標値を掲げ、その達成

に尽力している。後発品利用率に都道府県別に地域差があることに注目し、その影響要因を探ったところ、「一人当たり県民所得」、「高齢化率」、「都道府県財政状況(負債/GDP比)」などが有意な影響要因であることが示唆された。個人、或いは自治体レベルの厳しい財政制約が、相対的に安価な後発医薬品利用への強い動機付けとなっていることが伺われた。それと同時に今後、後発医薬品の利用率を遍く一層向上させるためには、特に高齢者に対して、経済的側面のメリットだけでなく、先発医薬品との同質性、後発医薬品利用の社会的意義などをより丁寧に周知、啓蒙していく必要があると考えられる。

## G . 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

## F . 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

T.SUGAHARA and T.NAMBU. "*What are the Determinants of Generic Drugs Share among Regional Difference.*"  
At 48<sup>th</sup> Asia-Pacific Academic Consortium for Public Health Conference (APACPH), Sep16-19, Tokyo, JAPAN (Forthcoming).

## 分担研究報告書

高齢者の家族介護者の負担感の調査票としての日本語版

Caregiver Reaction Assessment について

研究分担者 小椋 正立 法政大学・経済学部・名誉教授

### 研究要旨

家族介護の分析には、プラスとマイナスの両面を捉えた心理尺度が必要である。欧米において、こうした尺度の一つとして良く用いられている Caregiver Reaction Assessment の全 24 問の質問票が、わが国の一般の家族介護者について、妥当性と信頼性を持つ条件を検討した。

### A. 研究目的

高齢者の家族介護は単なる負担ではなく、愛情と信頼に基づいた自発的な奉仕でもある。このため、家族介護の分析には、プラスとマイナスの両面を捉えた心理尺度が必要であると考えられ、欧米においては、こうした尺度の一つとして Caregiver Reaction Assessment の全 24 問の質問票が良く用いられている。わが国の一般の家族介護者についても、CRA の質問票が妥当性と信頼性を持つ条件を検討した。

### B. 研究方法

小椋研究分担者は、2011・12年に家族介護の負担感に関するインターネット調査の一部として独自の日本語版CRAの質問票データを収集しており、今回、そのデータに、先行研究を参考にしながら、探索的因子分析と確認的因子分析を行った。

(倫理面への配慮)

分析結果の報告については、個人情報の秘匿

に、細心の注意を払っている。

### C. 研究結果

欧米の先行研究では、CRA 質問票から、健康への影響(-)、日常生活への影響(-)、経済的負担(-)、家族のサポートに対する不満(-)、ケアの受け止め(+ )という5つの因子が抽出されている。上記の日本の家族介護者のデータの探索的因子分析から得られたのは、健康への影響と日常生活の影響が一体となった4因子モデルである。このモデルにおいては全24問のうち有効な質問数は21問であった。さらに確認的因子分析によって、この4因子・21問モデルは、心理尺度として最低限の適合度をクリアすることが示された。

### D. 考察 及び E. 結論

さらにサンプルを「実の親」または「義理の親」を介護する「女性」に絞ってグループ

間の測定不変性に関する分析を行った。この結果、適合度を上げ、4つの因子すべてにグループ間の「測定単位の不変性」を持たせるためには、18問・4尺度モデルが有効であることを示すことができた。したがって、この二つのグループの介護負担感について、日本語版 CRA の四つの尺度を用いた比較分析が可能である。

#### G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

International Long Term Care Policy Network 2016 Conference, London School of Economics, September 4-7  
において発表予定

##### 2. 学会発表

Seiritsu Ogura and Bernard van den Berg(2016), "How to measure Family Caregiver's Experience with Long-Term Care in Traditional East-Asian Societies: An Example of Adjusting the Caregiver Reaction Assessment Scale Using Japanese Data", pp.127-172, Chapter 7, in M.Jakovljevic(ed), Health Economics and Policy Challenges in Global Emerging Markets, Nova Science Publishers, New York

小椋正立・バーナードバンデンバナーグ(2016),「高齢者の家族介護者の負担感の調査票としての日本語版 Caregiver Reaction Assessment について」 『医療経済研究』10周年記念号掲載予定

平成 27 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

分担研究報告書

子育て期の女性の教育水準と賃金・雇用形態との関係についての研究

研究分担者 酒井正 法政大学・経済学部・教授

#### 研究要旨

この四半世紀、30～40 代の女性の就業率は上昇して来ているが、それらは専ら非正規雇用の拡大によるものであることが指摘されている。女性が子育てと就業を両立させ得たとしてもその仕事が低賃金であれば、子どもを持つことを躊躇する可能性がある。特に、高い技能を持つ女性まで、結婚・出産を経ることで大きな賃金の低下を経験しているならば問題である。予備的な分析からは、1985 年に制定された男女雇用機会均等法によって、特に大卒女性において婚姻率の低下が見られたことが確認された。大卒女性にとって育児の機会費用が高まっていることが示唆される。技能水準（教育水準）別に育児期の女性の就業（再就業）の実態を把握する必要がある。

#### A. 研究目的

この四半世紀、30～40 代の女性の就業率は上昇して来ているが、その多くが非正規雇用としての就業の拡大によるものであることが指摘されている。つまり、依然として女性は結婚や出産を機に正規の仕事を辞めているが、後に（非正規雇用として）再就職することが以前より多くなっているということである。女性がこのような形で子育てと就業を両立させ得たとしても、その仕事が非正規雇用という形態であれば低賃金である可能性が高い。そのことは、結果として一部の女性に子どもを持つことを躊躇させる可能性がある。はたして、女性の就業率の上昇に伴って女性の相対的な賃金は上昇しているのだろうか。女性

の就業率が上昇していたとしても、それが低技能の女性の就業拡大によるものであれば、女性の就業者の平均賃金は上がらない。本研究では、30～40 代の女性の再就業を念頭に、どのような技能水準（教育水準）の女性の就業が拡大して来ているのか、また、どのような雇用形態で再就職しているのか明らかにする。

#### B. 研究方法

本研究課題の初年度である今年度は、子育て支援策が女性の就業に与える影響に関する先行研究のサーベイを行った。同時に、予備的な分析として、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」に基づいて、男女雇

用機会均等法の施行によって女性の進学決定と婚姻率がどのような影響を受けたかを確かめた。今後は、公刊統計も併用したうえで、マイクロ・データに基づいた分析を行う。

(倫理面への配慮) 該当しない。

#### C. 研究結果

ニューヨーク市立大学の Linda N. Edwards、上智大学の長谷部拓也と共同して行った予備的な分析からは、1985年の男女雇用機会均等法の制定には、女性の大学への進学を加速させる効果は無かったものの、大卒女性の婚姻率を低下させる効果があったことが見出された。女性のキャリアの機会が拡大したことで、結婚が遅くなった可能性がある。

また、文献サーベイからは日本でも出産を経たことによる女性の賃金低下は観察されるものの、どのような学歴の女性で賃金低下が大きいのか、またどのような形で賃金低下が起きているのかといったことについては必ずしも明らかにされていないことがわかった。

#### D. 考察 及び E. 結論

男女雇用機会均等法の施行以降、大卒女性の婚姻率が低下する傾向にあったとすれば、大卒女性は以前より長く正規雇用として働き続けていることになる。従って、大卒女性に関しては、結婚・出産の機会費用が以前より

も高くなっている可能性がある。一方で、低学歴の女性については、依然として結婚・出産を機に仕事を辞めている可能性がある。そして、この者たちの再就業が非正規雇用という形でなされていれば、女性全体の平均賃金は押し下げられることになる。今後は、出産を機にどの程度女性の賃金に変化が見られるのか、変化が見られるとしたらどのような形で見られるのかを、学歴別に検討する必要がある。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

Linda Edwards, Takuya Hasebe, and Tadashi Sakai (2015) "Education and Marriage Decisions of Japanese Women and the Role of the Equal Employment Opportunity Act" *City University of New York Graduate Center, Ph.D. Program in Economics, Working Paper No.7*

##### 2. 学会発表 なし

#### G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得 なし

##### 2. 実用新案登録 なし

##### 3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

年金・医療・介護の制度改革と世帯構成・所得格差に関する研究

研究分担者 稲垣 誠一 国際医療福祉大学・総合教育センター・教授

研究要旨

非正規雇用者の厚生年金適用の拡大を行った時の高齢者の貧困率に及ぼす影響の推計を行った。その結果、220万人拡大ケースではほとんど効果はなく、1200万人拡大ケースでも、超長期的にはかなりの効果があるものの、中長期的な効果はほとんどないことが明らかとなった。

A．研究目的

生涯未婚率や単身高齢者の増加といった家族形態の変化、正規・非正規といった就労形態の多様化等、社会保障を取り巻く状況が急速に変化する中で、公的年金等の制度改革が及ぼす影響の評価や予測を行うことを目的とする。

B．研究方法

マイクロシミュレーションモデルを活用し、マクロ経済スライドの本格的な実施や支給開始年齢の引上げ、非正規雇用者の厚生年金適用の拡大等の制度改革が行われた場合、それが将来の高齢者の所得状況、貧困率に及ぼす影響等を検証する。  
(倫理面への配慮)

該当しない

C．研究結果

非正規雇用者の厚生年金適用の拡大(厚生労働省が示した二つの制度改革オプション)を行った時の将来の高齢者の貧困率に及ぼす影響の推計を行った。その結果、220万人拡大ケースではほとんど効果はなく、1200万人拡大ケースでも、超長期的にはかなりの効果があるものの、中長期的な効果はほとんどないことが明らかとなった。

D．考察

公的年金について、非正規雇用者の厚生年金の適用拡大については、足元の経済だ



けでなく、将来の高齢者の年金水準に関しても、大きな効果があると期待されている。確かに、超長期（2040年頃以降）で見ると、貧困率の低下に大きな効果があるが、中長期（2040年頃まで）ではほとんど効果が見られない。

これは、将来の貧困高齢者は、現在の国民年金第1号被保険者（非正規雇用者など）に多いが、基礎年金制度が社会保険方式（原則として、保険料の納付実績に対応した給付）を採用しているため、仮に近い将来厚生年金に適用されたとしても、引退までの期間が短く、年金給付があまり増加しないためである。言い換えると、すでに低年金・無年金がほぼ確定している中高年には効果がほとんどなく、若い世代には対してのみ大きな効果があるからである。

したがって、超長期的には大きな効果があるが、中長期的にはほとんど効果が見られない。

## E．結論

公的年金制度の改革は、世代間格差の問題もあり、若者を意識した議論が多く、将来の所得代替率など超長期の給付水準が議論の中心となっている。しかしながら、貧困高齢者予備軍が多い中高年者への対応の議論が十分になされておらず、中長期の貧困率の見通しなど、そのためのエビデンスも示されていない。

また、過去にさかのぼって保険料を納付する仕組みや基礎年金の資格期間の短縮などが議論されているが、そもそも貧困高齢者予備軍は保険料を追加納入する余裕がなく、資格期間を短縮したとしても、無年金が低年金になるだけであり、貧困率の改善に寄与することは考えにくい。

そのためには、基礎年金を社会保険方式で設計することの是非など、根本的な議論が必要であり、本研究で示したエビデンスなども参考にして本格的に取り組まない限り、近い将来、貧困高齢者（生活保護）が急増し、大きな社会的な問題になることが避けられないと考える。

## F．研究発表

### 1. 論文発表

稲垣誠一（2015）「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』第15号，明石書店，pp.34-44。

稲垣誠一（2016）「第3号被保険者制度廃止の財政影響と貧困率の将来見通し」『日本年金学会誌』35，pp.30-35。

### 2. 学会発表

稲垣誠一「第3号被保険者制度廃止の財政影響と貧困率の将来見通し」第35回日本年金学会総会・研究発表会、JJK 会館、2015年10月29日。

G . 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

平成 27 年度分担研究報告書

社会保険料の帰着に関する研究

研究分担者 濱秋 純哉 法政大学・経済学部・准教授

研究要旨

本研究では『健康保険組合事業年報』の組合別パネルデータを用い、健康保険料の事業主負担の賃金への転嫁の大きさを推定した。この推定を行う際には、被説明変数が賃金の対数値、説明変数の一つに事業主の保険料率を含む賃金関数が推定されることが一般的であるが、被説明変数から説明変数への逆の因果によって、転嫁の大きさを正確に推定できない可能性が指摘されている。そこで、本稿では、総報酬制導入による事業主保険料負担の外生的な増加を利用して推定を行った。その結果、事業主負担の多くが賃金の低下を通じて労働者に転嫁されることを示唆する結果が得られたものの、企業は保険料負担の転嫁をすぐには行えず、総報酬制導入後から時間をかけて徐々に転嫁している可能性があることが分かった。

A. 研究目的

本研究の目的は、近年増加の一途を辿る社会保険料負担が、賃金に与える影響を明らかにすることである。社会保険料の多くは、名目保険料率で見れば労使折半で負担されているが、労働市場での需給の調整を踏まえた「実質」で見れば、保険料負担の賃金への転嫁を通じて負担が労働者側に偏っている可能性がある。例えば、企業の保険料負担が増加した場合、企業はこれを人件費の増加と認識し、雇用を減らそうとするかもしれない。このとき、労働者が雇用

を失うよりも、賃金の低下を受け入れた方が得策と判断すれば、企業の保険料負担の増加は賃金の低下につながり、雇用の減少はほとんど起こらない。

B. 研究方法

企業の保険料率は、賃金などの被保険者の属性に影響を受けると考えられる。たとえば、他の条件が一定であれば、賃金水準の高い企業では保険料率を低く設定しても十分な保険料収入を得ることができる。企業の保険料負担の賃金への転嫁の大きさを

正確に推定するためには、このような賃金から保険料率への逆の因果を取り除く必要がある。本研究では、2003年4月の総報酬制導入により、健康保険料率の賦課対象が月収だけでなく賞与にも広がった際に、財政状況が悪い健康保険組合（以下、健保組合）では保険料率を実質的に引き上げた可能性があることに着目して分析を行った。つまり、保険料率を賦課対象の拡大に見合う分だけ引き下げないことで、実質的に保険料率の引き上げを行うことができたわけである。もともと財政状況が悪く、保険料率を引き上げたいと考えていた健保組合で、総報酬制導入という（各健保組合の被保険者の属性とは無関係の）外生的な出来事を契機に引き上げられた保険料率の変化を用いて推定を行えば、上記の逆の因果の問題をクリアできる可能性がある。

#### C(D). 研究結果及び考察

本研究では、2001年から2007年までの健保組合別のパネルデータを用いて分析を行った。すると、総報酬制導入を契機とした保険料負担の増加は、時間をかけて徐々に賃金に転嫁されたことを示唆する結果が得られた。本研究の分析対象期間は物価上昇率の低い時期であり、このような状況下では実質賃金の引き下げによる賃金の調整が難しいため、賃金への転嫁に時間がかか

るのかもしれない。もしそうなら、少なくとも短期的には保険料負担の増加分は企業の負担となっていた可能性がある。したがって、近年の医療保険制度改革による健保組合に対する拠出金負担の引き上げは、企業活動を短期的には阻害することもあり得るため、このような影響も踏まえて制度改革を行っていく必要があると言える。

#### E. 結論

健康保険料の事業主負担の大半が時間をかけて賃金に転嫁されていることが示唆される。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

2015年8月、第7回マクロ政策分析研究会（於鹿児島大学）

（資料参照）

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

人口減少・超高齢化を乗り切るための地域包括ケア・コンパクトシティ構想

研究分担者 小黒 一正 法政大学・経済学部・教授

研究要旨

本研究では、「地域包括ケア・コンパクトシティ」構想を提唱し、それを推進するための財源スキーム案や推進した場合の財政面の効果（人口集約によるコスト節減効果）を分析している。その結果、「地域包括ケア・コンパクトシティ」等による人口集約政策の実行によって約2490億円の財源を節減できる可能性などが明らかとなった。

A．研究目的

急速な人口減少・超高齢化が進む日本において、「財政問題」「急増する都市部高齢者問題」「消滅の危機に直面する自治体問題」といった3つの問題に対応するため、「地域包括ケアシステム」と人口集約を図る「コンパクトシティ」との融合、すなわち、「地域包括ケア・コンパクトシティ」構想を提唱し、それを推進するための財源スキーム案や推進した場合の財政面の効果（人口集約によるコスト節減効果）を分析することを目的とする。

B．研究方法

「平成24年度介護給付費実態調査」及び「平成22年国勢調査（都道府県・市区町村別統計表）」等のデータから、市町村における65歳以上人口密度と、認定者1人当たり介護給付費の関係や、市町村における

65歳以上人口密度と65歳以上1人当たり老人福祉費の関係などを分析し、一定の前提の下、人口を集約化する政策を実行し、1人当たり老人福祉費を特定の値まで低下させることができた場合の節減可能性などを試算する。

（倫理面への配慮）

該当しない

C．研究結果

介護関係のコストとして、介護給付費以外のコストを考慮する場合、これらのコストには、老人ホームなど老人福祉施設にかかる経費などが存在する。老人ホーム等の老人福祉施設にかかる経費等は、市町村の老人福祉費に含まれるが、「地域包括ケア・コンパクトシティ」等による人口集約政策の実行によって、市町村の老人福祉費の合計は、年間・約2490億円のコスト節減でき

る可能性などが明らかとなった。

#### D．考察

なお、上記とは別に、年金給付の1%削減で捻出した財源を活用し、地域包括ケアシステムの「受け皿」となる介護施設を整備する方式も考えられる。これは、社会保障予算の配分を見直すことで、高齢世代内で再分配することを意味する。このとき、有料老人ホームの建設データを参考に、1戸（専有部分20平方メートル、共有部分20平方メートル）の建設費が1300万円（土地代込み）との前提では、1年間で3.8万戸が供給可能な試算となる。4年で約15万戸を供給できるので、2020年に予測される特養待機者12.7万人を十分に収容できる。10年では38万戸を供給でき、要介護度が中重度の入所希望者のみでなく、軽度の介護しか要しない高齢者にも対応することができる可能性もある。

#### E．結論

本研究では、急速な人口減少・超高齢化が進む日本において、「財政問題」「急増する都市部高齢者問題」「消滅の危機に直面する自治体問題」といった3つの問題に対応するため、「地域包括ケアシステム」と人口集約を図る「コンパクトシティ」との融合、すなわち、「地域包括ケア・コンパクトシティ」構想を提唱し、それを推進するための財源スキーム案や推進した場合の財政面の効果（人口集約によるコスト節減効果）を分析した。その結果、「地域包括ケア・コンパクトシティ」を推進するために想定した年金給付1%削減（＝約5000億円）で調達した財源のうち、人口を集約する政策の実

行により、その半分の約2490億円の財源を節減できる可能性などが明らかとなった。

なお、「地域包括ケア・コンパクトシティ」を推進するにあたっては、「空間選択の重要性」「時間軸の重要性」「コンパクトシティ推進施策の総合調整と拡充」といった課題が存在すると考えられるが、急速に人口減少・超高齢化が進む今こそ、空間選択や時間軸などの重要性が増しており、縮減時代の国土政策のあり方が問われている。その際、人口減少により消滅の危機に直面する自治体も多い状況では、地方分権一辺倒でなく、全国の隅々までインフラを整備・維持し、フルセットの行政サービスを提供するという発想は捨て、基礎的自治体のスリム化を図りつつ、政策によっては中核都市・広域自治体や国に権限を集中させるような試みも重要となってくると考えられる。

#### F．研究発表

##### 1. 論文発表

小黒一正(2015)「人口減少・超高齢化を乗り切るための地域包括ケア・コンパクトシティ構想 - 財政の視点から - 」財務総合政策研究所『「持続可能な介護に関する研究会」報告書』

小黒一正(2015)「第10章 人口減少・超高齢化を乗り切るための地域包括ケア・コンパクトシティ構想 - 財政の視点から - 」加藤久和・財務省財務総合政策研究所編『超高齢社会の介護制度 持続可能な制度構築と地域づくり』中央経済社

##### 2. 学会発表

小黒一正「人口減少・超高齢化を乗り切るための地域包括ケア・コンパクトシティ

構想 財政の視点から 」第 44 回・日本医療福祉設備学会シンポジウム「「持続可能な介護」を实践する社会を目指して」報告、東京ビッグサイト、2015 年 11 月 25 日。

G . 知的財産権の出願・登録状況  
(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし